

平成30年度熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に定める熊本市子育て支援優良企業認定事業の実施において必要な事項を定め、事業の適正な実施を目的とする。

(最低点数)

第2条 実施要綱第5条第1項第2号に規定する別に定める点数は、過去の実績を勘案し、以下のとおりとする。

企業規模	最低点数
小企業	78点
中企業	80点
大企業	90点

附 則

この要領は、平成30年6月8日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。